# (4) 松江藩における近世中・後期たたら製鉄業の展開

相良英輔

#### はじめに

いて言及していきたい。 すでに不完全ながら分析したので、ここでは近世中期以降のたたらにつすでに不完全ながら分析したので、ここでは近世中期以降のたたらにつ田部家文書を通しての「近世前期の田部家とたたら経営」については、

つながったことを示す。

一つながったことを示す。

宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門宝永元年(一七○四)藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門

水与一兵衛に対し、御札座鉄代過銀七貫八○○匁余を渡してくれるよう、宝永七年(一七一○)二月、松江藩の有力鉄師杠小三郎は、郡奉行速

ている。6 郡へ出郡し、鉄師作製の算用目録の調査を行い、ほどなく事件は終息し 終的には郡奉行も「口上書」を受け取った。そしてその後郡奉行は仁多 強引に了承させようとしたが、鉄師たちは頑として同意しなかった。最 「口上書」を差し出した。怒った郡奉行の桑原喜太夫は脇差に手をかけ ど相違御座候」と判断し、彼らは「判形」を押さず、納得できない旨の り、このままでは鉄師たちは「潰れ申より外無御座候」と訴えた。さら 藩の鉄山政策は「めいわく仕候」ことであり、「御むたい成ル事」であ でいる鉄値段の情報とはだいぶ異なっていたため、鉄師たちからすれば、 を持っていたことから、藩側の主張する大坂鉄値段が鉄師たちのつかん いたようであるが、実は鉄師たちもこの当時はすでに大坂の鉄値段情報 ていたりした。さらに藩は、大坂鉄値段の情報を独占していると思って を見ると、藩は、二歩銀を八歩銀にしたり、割鉄値段を銑値段で計算し が「御買鉄代御議定違之事并不足銀」について、一〇年賦で返却いただ れている。また、翌正徳元年(一七一一)五月には松江藩の鉄師一〇人 下郡勘右衛門と与頭七郎左衛門の取次によって願い出ているが、拒否さ にこの時藩の示した「御算用御目六」は、鉄師たちからみると、「余ほ きを復活させている。藩の鉄山政策が常に動揺し、一貫性がない。 し願い事が受け入れられた様子はない。その後、藩は正徳四年八月には けるよう、鉄方御役所桑原喜太夫、岡本善右衛門へ願い出ている。しか 「天秤吹」を禁止し、「差吹」ふいごの使用を命じているが、すぐ天秤吹 特に、前述した享保七年十一月の「享保年間三郡御買鉄ニ関スル一件\_(4)

そして一〇カ所の鑪に対して先納銀一五〇貫目、鍛冶屋四カ所に対して所、神門郡一カ所が認められ、鍛冶屋は四カ所(3軒半)と定められた。の鉄山政策が決められ、鑪は仁多郡五カ所、大原郡一カ所、飯石郡三カこの後、享保十一年(一七二六)いわゆる「鉄方法式」といわれる藩

し、過当競争を防ぎ、安定した鉄山業の存続を意識した政策である。すればずいぶん鉄方へ配慮した政策である。しかも鑪株を一○株に限定鉄制」を止めた時、「先納銀六○○貫目」が命ぜられている。それからは銀一○貫目が課せられることになった。宝永元年(一七○四)「御買は銀一○貫目が課せられることになった。宝永元年(一七○四)「御買

うになったのではないか。 業とみなし、ひいてはそれが安定した年貢の納入につながると考えるよ業に対して藩財政への貢献のみを課してきたが、領民の生活を支える産山間地の零細農民の重要な賃稼ぎになっていた。藩はこれまでたたら産たたら製鉄業も天秤鞴の導入や大規模生産への方向に進みつつあり、

製鉄業の時代的特徴を明らかにしてみたい。ていない。したがってここでは鉄師の史料に従って、中・後期のたたらの影響についても、松江藩については、具体的な検証はほとんどなされは決して平坦な道を歩んではいない。周知の「鉄座」設置による鉄師へごによる大量生産体制時代に入っていく。しかしその後のたたら製鉄業ごによる大量生産体制時代に入っていく。しかしその後のたたら製鉄業

## 鉄座の設置と鉄師への影響

状を見てみたい。明示によって言及されてはいない。そこでこの時期の鉄師の具体的な窮もしばしば言及されてきた。しかし、松江藩においては具体的な史料の鉄座が設置され、鉄値段が下がって鉄生産者を苦しめたことはこれまで安永九年(一七八〇)から天明七年(一七八七)まで、幕府によって

年の安永十年の「鉄方御用留」を見ると、まず注目されるのは、正月にが藩へ取り継がれていく史料などが記されている。鉄座の設置された翌がある。鉄師たちの願い事などが庄屋・下郡・組頭などへ出され、それたたら製鉄の現状を知るもっともすぐれた史料として「鉄方御用留」

である。

田部長右衛門はそのまま頭取で、二人頭取体制に対して「大馬木村四郎左衛門鉄師頭取御免」になっている。絲原家にかわって頭取になったのの四郎左衛門(絲原家)はこの時経営不振によって借金がかさみ、破産の四郎左衛門(絲原家)はこの時経営不振によって借金がかさみ、破産の一大藩に家督を取り上げられているのである。その結果「大馬木村四郎上、夢・に対して「大馬木村四郎左衛門差閊」により、「田畑家財御取上、鈩・に対して「大馬木村四郎左衛門差閊」により、「田畑家財御取上、鈩・に対して「大馬木村四郎左衛門差閊」により、「田畑家財御取上、鈩・に対して「大馬木村四郎左衛門差閊」により、「田畑家財御取上、鈩・に対して「大馬木村四郎左衛門を入って、大馬木村四郎左衛門を入って、大馬木村四郎左衛門を入って、大馬木村四郎左衛門はそのまま頭取である田部長右衛門ところで安永十年正月二十一日、藩は、鉄師頭取である田部長右衛門ところで安永十年正月二十一日、藩は、大馬のまま頭取である田部長右衛門ところで安永十年正月二十一日、藩は、大馬のは、大馬が、大馬木村四郎を入って、大馬本村のからない。

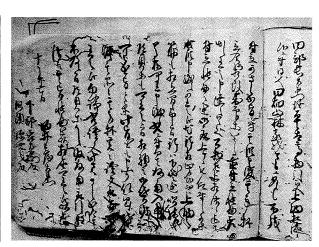
師たちに対し、天明四年「辰納米弐千六百表」の拝借米の願いを了承し、松江藩の鉄師たちは困窮していたため、藩は田部長右衛門を含めた鉄

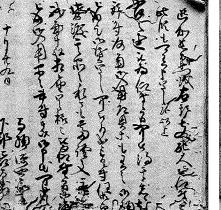
の鉄師は「鑪用米無之候而難儀」していたのである。申し渡している。つまりこの年には、田部長右衛門のみならず、すべて月から六月までに上納するよう鉄師代表の田部長右衛門と卜蔵甚兵衛へ先の田部長右衛門と同じくその代銀は米価の「地平均直段」で翌年の三

しているのである。

このような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのおりな状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのおうな状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのおりながら、記録ともに、その責任者にも任命といる。では、このような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのおりな状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのおりな状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのおりな状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。そのおりないでは、2000年にもいるのである。

とって大きな痛手であったかをうかがい知ることができる。が二人も「破産」においこまれた。いかに鉄座設置がたたら生産者に近のように鉄座設置の間に絲原家、田部家という代表的たたら生産者





天明5年 田部家のたたら経営が困難に陥った時の一件史料(「鉄方御用留)

天明五年には鉄山中絶も少なくないことを示している。 この願いの三~四十年以前は、鑪・鍛冶屋も絶えず吹き続けていたが、「暫之内、無運上之大鍛冶屋壱軒」を仰せ下さるよう願い出ている。

## | 寛政十年の鉄師共借銀と割鉄生産への移行

知 比率が増大していったのはいつごろからであろうか。寛政二年三月「無 %、三%である。ところが天保十四年(一八四三)の史料ではこれが大(ミン) 宝暦十四年(一七六四)の場合も、割鉄、銑、鋼の比率は四八%、四九 販売量の割鉄と銑と鋼の比率を見ると、五三%、四五%、二%である。 すべて割鉄の出荷である。(ユュ) はない。 集候儀無覚束奉存候」と申し述べてそれほど鍛冶屋株の増大に積極的で いただしている。これに対して、 る者がいるかどうかを鉄師役人の可部屋三郎左衛門とト蔵屋甚兵衛に問 と、松江藩は「無運上」で大鍛冶屋を三~四軒許可した場合、引き受け 運上鍛冶屋御免被仰付候砌願書写」のなかの「御内々演説申覚」による(3) いるのである。銑を販売しているのは宮本御鑪のみである。割鉄生産の きく変化する。一〇人の鉄師のうち、九人はすべて割鉄のみを販売して ところが松江藩の場合、寛保4~寛延二年(一七四四~一七四九)の鉄 の流れは後々まで変わらない。 はわずか二カ所であるが、割鉄鍛冶屋は二四カ所も認められている。こ とえば広島藩の場合、享保十二年(一七二七)の山県郡において鑪カ所 藩の鉄山政策が銑生産に重きを置いたものであったことを示している。 近世前期に割鉄よりも銑の生産が多かったのは松江藩の特徴である。た 慥成儀も難申上奉存候」とか「鍛冶屋職人稀ニ御座候間、 鉄方法式」は鑪株を一〇カ所、 しかし藩役人の方は 「銑ニ而他国出し致候よりハ成丈割鉄ニシ つまり銑で大坂へ出荷することはなく、 鉄師側は「鍛冶屋仕候人之様子も不相 鍛冶屋を四カ所認めている。これは

> を促している。 テ差出候へハ御国産も相増、鉄師手前ニても余力ニ相成候」と割鉄出荷

本のこのような積極的鉄山政策についての発言にはどのような背景が を線屋長右衛門が借主となり、松江藩の重役が保証人となり、年賦でこと綿屋長右衛門が借主となり、松江藩の重役が保証人となり、大坂問屋に莫茨、松江藩の鉄師たちはなかなか立ち直ることができず、大坂問屋に莫茨、松江藩の鉄師たちはなかなか立ち直ることができず、大坂問屋に莫茨、松江藩の鉄師たちはなかなか立ち直ることができず、大坂問屋に莫茨、松江藩の鉄師たちはなかなか立ち直ることができず、大坂問屋に真が、松江藩の鉄師たちはなかなか立ち直ることができず、大坂問屋に真が、松江藩の大な野でを持た。この政策は天明七年(一七八八)には櫻井源兵衛大な借金を背負うことになった。寛政十年(一七八八)以降、大坂に鉄座をお続い、松江藩の重役が保証人となり、年賦でこと綿屋長右衛門が借主となり、松江藩の重役が保証人となり、年賦でこと綿屋長右衛門が借主となり、松江藩の重役が保証人となり、年賦でこと綿屋長右衛門が借主となり、松江藩の重役が保証人となり、年賦でこと綿屋を持続できまり、本では、本では、大坂に登を入る。

借用することにし、それを藩が保証する形を取っている。 鉄問屋から銀千百貫目を拾年賦、年利八朱の「御議定」で二人の鉄師がた。そこで藩の御勝手方御奉行森東蔵は、寛政十年二月、鉄師の代表で居理助に対し、「甚高借ニおよ」んだ。そこで藩へ愁訴し、援助を求め屋理助に対し、「甚高借ニおよ」んだ。そこで藩へ愁訴し、援助を求める可部屋源兵衛と綿屋茂兵衛の両人を引き連れ登坂し、前述の四人のまる可部屋源兵衛と綿屋で入り、高い、東京のは、大坂鉄座已来値段追々引下ケ」られ、すなわち松江藩の鉄師一統は「大坂鉄座已来値段追々引下ケ」られ、

て差出させている。田部長右衛門と可部屋源兵衛はそれを添付して藩の御議定の通り返済することについての七人の「連判証文」を「覚」とし家督不残書入申上候」と述べており、田部長右衛門と可部屋源兵衛にはただし、借銀するについては、七人全員が「先達而差出置候田畑山林諸ただし、借銀するについては、七人全員が「先達而差出置候田畑山林諸に対度於大坂表ニ御借用被為下置、貧民御救、鉄山為永続、鉄師共銘々国元では、七人の鉄師が藩から銀一二八貫余を拝借することになり、国元では、七人の鉄師が藩から銀一二二八貫余を拝借することになり、

以上のように、 |救済| この藩に対する借銀は最終的には七人で銀一三三〇貫目となっている。 五八貫余と続き、 役人である岩冨権兵衛、 ○貫余、 より稠敷手詰仕、 借銀した者とその額は、 幕府の鉄座設置によって経営が困難になり、その窮状から抜け出し なくしてはたたら経営の継続は困難な状況であった。 湯野廻四郎左衛門 鉄師たちは大坂鉄問屋からの借銀とそれに対する藩の たたら製鉄経営の規模の大きい者は借銀額も大きい。 少しも無間違」御議定通り利銀を差出すとしている。 勝田為二郎宛てに、 第一表の如くであるが、田部長右衛門銀三八 (絲原家) 銀一五三貫余、 「御返上之儀者乍此上私共 可部屋源兵衛銀三 これは結

第1表 寛政10年(1798)鉄師共松江藩からの 家別借用銀

借主	借銀								
田部長右衛門	380貫129匁1分5厘								
湯野廻四郎左衛門	153貫669匁2分5厘								
可部屋源平衛	258貫811匁3分3厘								
卜蔵屋甚平衛	74貫666匁6分6厘								
加食一郎右衛門	29貫319匁2分1厘								
山本屋忠左衛門	70貫768匁7分4厘								
川之内清右衛門	141貫537匁4分7厘								
田部長右衛門	2人合わせて								
可部屋源平衛	120貫目								
合 計	1228貫901匁8分1厘								

出典:「寛政十歳午三月 鉄師共大坂借用銀鉄方御役所御振替被下 置歳賦御上納算用帳」。

えなかったのである。

積極的であった田部家は、さらに飛躍していったとみることができる。鍛冶屋を経営している。銑生産から割鉄生産・出荷への転換にもっとも安政五年(一八五八)に田部家のみで広瀬領内のものも含め、七カ所の年には松江藩全体で四カ所しか認められていなかった鍛冶屋であったが、この鍛冶屋経営に最も積極的であったのが田部家であった。享保十一

## 文政十三年と元治二年の吉田町大火

Ξ

蔵・納屋・湯殿・雪隠とも残らず焼失した。 長右衛門家の貸家一五軒と分家・下綿屋(佐一右衛門家)居宅、同家土が、大勢の者が集まり、「防禦」した結果、なんとか類焼を免れたが、町の無田和四郎方より出火、おりしも西南の強風により大火になり、町の無田和四郎方より出火、おりしも西南の強風により大火になり、

転じて本家・前綿屋十七代長右衛門家を継いだ。大火はその直後の出来佐一右衛門は三刀屋町の福庭太郎兵衛の実男で、下綿屋を相続したが、

門家は、 挙するなかで、 事と思われる。「御注進申上御事」には、焼け出された家のすべてを列 並みであるが、これは「町屋敷」である。 家も一五軒の貸家を焼失している。この「一五軒」は、 隠 家であったかは定かではないが、 れている。当時分家であった下綿屋・佐一右衛門家がどのような規模の 敷」ではなく、 は田部本家に次ぐ家だったと思われる。そして本家である田辺長右衛門 一
軒 味噌蔵一軒、土蔵二軒、 持高一二四石、 その一軒に「当時明家ニ相成居候佐 新町の長屋であったと思われる。吉田町は六○数軒の町 町屋敷五カ所、 類焼の家を列挙した中では、佐一右衛 納屋一軒を焼失したとある。 「明家」一軒、それに湯殿・雪 一右衛門家」が記さ いわゆる「町屋 吉田町で

しずつ隆盛に向かうことは後述する。かである。しかしながら、このころから田部家のたたら製鉄業は逆に少かである。しかしながら、このころから田部家のたたら製鉄業は逆に少ともあれ、この大火は田部家にとっても大変な痛手であったことは確

m] に従ってこの大火を見てみたい。(午前二時ころ)に発生した火事は大事件である。以下、「吟味口上ィ(午前二時ころ)に発生した火事は大事件である。以下、「吟味口上さて、田部家の歴史において、元治二年(一八六五)五月七日、暁八

師堂 燥していたため大火となり、町全体を燃えつくした。焼け出された竈数 らに吉田町の道の両側へ燃え移っていった。この時期は日照り続きで乾 南の大風が吹いていたため、田部家居宅に燃え移り、土蔵も類焼し、 に火の気が残っていて、積み上げていた木に火が燃え移り、おりしも西 たが、夕方炉の灰を取り、俵に入れ、門脇においていたところ、灰の中 吉田町・田部長右衛門手代の礼蔵は、 十王堂、 は六一件、 御制札場も焼け出された。 土蔵二三軒(うち四軒は半焼)、この外、 田部家の裏門長屋に居住してい 被災者は二四九人である。 西福寺、 さ 薬

あるが耕地を持っている家についてはその持高石数、焼失物などもすべこの「吟味口上書」には、焼け出された家、その家族数、さらに町で

詳細を述べる余裕はないので、概略記しておきたい。て書き出されている。従って当時の吉田町の現状が比較的よくわかる。

古田町の中で、高持は二二人で、そのなかで五石以上は一一人、一○高持である。

家一軒 小屋一軒、 態を知ることができた。もちろんこの外、家督(資産)としては、もっ 点で鈩場三カ所、 とも重要な鈩場、 元礼蔵の長屋と借屋五軒がある。期せずして吉田町における田部家の実 い土蔵は記されていない)、酒蔵二軒、納屋小屋二軒、雪隠一五、雪隠 吉田町の最有力者・田部長右衛門は、 (ほかに長右衛門後家貞順居宅がある)、土蔵二軒(焼けてい 水車一である。この外、 大鍛冶場七ヵ所がある。 大鍛冶場、山内住宅がある。 田部家の所有するものとしては、 持高九七〇石、 安政五年 (一八五八) 時 焼け出された居 火

六斗の高持でもある。長右衛門以外の有力者としては、年寄の傳七が四六石の高持でもある。代古衛門は借屋二軒を持さらに目代の六右衛門は五○石の高持である。代右衛門は借屋二軒を持さらに目代の六右衛門は五○石の高持である。六右衛門は借屋二軒を持さらに目代の六右衛門は五○石の高持である。六右衛門は借屋二軒を持さらに目代の六右衛門は石の高持でもある。長右衛門以外の有力者としては、年寄の傳七が四六石の高持でもある。

屋は別格として、外に有力商人として年寄・傳七、目代・六右衛門がお以上、吉田町の街並みについて概略みてきた。田部長右衛門家と下綿

の商いをしていた者であろう。り、これに次ぐ者として七人ほどの高持の商人がいたが、概して小規模

に宅地や借屋を多く購入し、拡張の時期となっている。騰していたので、むしろ大きな利益をあげ、幕末の田部家は、松江城下勝にしろ、大鍛冶場にしろ、別途各地に分散していたことから事業は続っての大火で田部家も打撃を受けたと思われるが、たたら生産の場は鈩

### 四 田部家一八代豊房

とを示唆している。 世部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(田、東川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(田、東川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。豊房は富村(田、東川町)の新田与兵衛田部家十八代は豊房である。

引き上げられている。
「諸家督悉皆上江御引上ケ被仰付」とあり、田部家の財産すべてを藩に七八五)と寛政十年(一七九八)に続いて、弘化四年(一八四七)にも代に、経済的不況に耐えてどうにか家の存続を守ったが、天明五年(一円部家は、天保四~七年(一八三三~一八三六)の度重なる飢饉の時田部家は、天保四~七年(一八三三~一八三六)の度重なる飢饉の時

り、諸品が高騰し、同時に鉄山労働者の賃金や駄賃も増長し」ていた。的苦境の要因について、堀江咲月はこの時期を「銀札の価値の下落によこの苦難の時期の田部家の家長が一八代豊房である。弘化四年の経済

る。 「鉄山経営では山内に大量の米や諸物資を供給し、また製品である鉄を 「鉄山経営では山内に大量の米や諸物資を供給し、また製品である鉄を 「鉄山経営では山内に大量の米や諸物資を供給し、また製品である鉄を 「鉄山経営では山内に大量の米や諸物資を供給し、また製品である鉄を 「鉄山経営では山内に大量の米や諸物資を供給し、また製品である鉄を

このような苦境にあいながらも、豊房はよくその苦難にも耐え、そのに尽力した。その結果として豊房とその妻についての、賛のある肖像に尽力した。その結果として豊房とその妻についての、賛のある肖像に尽力した。その結果として豊房とその妻についての、賛のある肖像に尽力した。その結果として豊房とその妻についての、賛のある肖像既雖捐舎、名実鉄石」とある。おおざっぱな解釈を試みると、「豊房は氏職」とある。おおざっぱな解釈を試みると、「豊房は人間として度量抜群で、心は清く、お上にも忠実で、私的なところでは「世や雇用人などを慈しみ、地主として徳を持ち、藩からしばしば賞され、田部家の名誉は高められてきた。弘化四年、経済的苦境に陥り、家和、田部家の名誉は高められてきた。弘化四年、経済的苦境に陥り、家門というのである。「賛」であるからといって、形式的に褒めたたえている、というものではなく、やはり田部家を発展させた逸材であったといる、というものではなく、やはり田部家を発展させた逸材であったといる、というものではなく、やはり田部家を発展させた逸材であったといる、というものではなく、やはり田部家を発展させた逸材であったといる、というものではなく、やはり田部家を発展させた逸材であったといる、というものではなく、やはり田部家を発展させた逸材であったといる、というないまでは、

而労忘、牝馬守徳、室家有光、天稟温順、漸至為長、豊房来也、以配豊涛子の「賛」を一部紹介すると、「衆人景慕、親疎無量、不肖富有、敏して入り、一八代も養子豊房であり、その妻が涛子ということになる。七年(一八一〇)の一年間で没している。その後一七代は興真が養子と妻・涛子は一四代田部安興の娘であるが、一四~一六代の三人が文化

させる。 させる。 簡単な解説を試みると、「涛子は多くの人に慕われ、親し させる。 の事をさばきながら、穏健で気配りのできた女性を彷彿と した。 大ってくるや、豊房の妻として、豊房を支えた」ということになろうか。 もたらした。 天性の温順な性格を持ち、大人になって、豊房が養子に もたらした。 天性の温順な性格を持ち、大人になって、豊房が養子に もたらした。 で労をいとわず、女性として徳を守り、一家に光を はいからとか親しくないからとかで接し方を変えることもいなく、富裕に がいると、「海子は多くの人に慕われ、親し

とができた。彼の没年は、鉄価が急騰する文久二年(一八六二)である。 さて、一八代豊房は嘉永期以降、比較的順調にたたら経営を続けるこ

## 五 「御仕入」・「御主法入」の意味するもの

は、 を仰せつけられている。 れ ればならなかった。鈩操業については、藩に取り上げられた鈩・鍛冶屋 四年の田部家の場合(他の家でも同様とおもわれるが)、「家事向」につ 許可を得て、地主経営をし、鈩操業を行うことができたのである。弘化 藩の没収とした。しかし実質的には資産を取り上げられた家は、藩から 家財などすべてを「御取上」げ、 体的なことは、藩が「御仕入」となった家の資産、具体的には田・畑・ してこなかった。いま一つはっきりしなかったのである。ただ、その具(ミロ) いては、田部家が郡役人に相談し、 これまで我々は「御仕入」や「御主法入」について確たる概念規定を 操業したのである。 「御鈩」「御鍛冶屋」となり、田部家が藩から「御支配人」に任命さ 寛政十一年の絲原家の場合、 鈩・鍛冶屋の設備についても名目上**、** 郡御奉行へ願い出ながら経営しなけ 藩から「手代職」

弘化四年の「御用留」を典拠に、この「御仕入」・「御主法」をわかりかは、いまだ確定的ではない。最近、中山富広氏が筆者の論稿さらには、このような「御仕入」・「御主法」をどのような共通概念で表現する

やすく、あえて誤解を恐れず「破産」と表現している。

と思われる。しからばどのような状態とみなすべきか。借銀は返済しているようである。従って「破産」状態には至っていないとなりながらも、復活している。「無運上」などの藩の救済策はあるが、あり、事実田部家でも、天明五年、寛政十年、弘化四年と「御主法入」しかしながら、実態としては「公物」や「借銀」は返済可能な状況で

る。 高述したように、寛政十年、松江藩の田部家、櫻井家、絲原家、ト蔵家など鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家など鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家など鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家など鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家など鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家など鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家がど鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家がど鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄家がど鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」である。

百姓・町人の藩への公物・年貢・養米の返済などは、藩としては決し百姓・町人の藩への公物・年貢・養米の返済などは、藩としては決し百姓・町人の藩への公物・年貢・養米の返済などは、藩としては決し百姓・町人の藩への公物・年貢・養米の返済などは、藩としては決していささかも譲れないものとして対処した。従って期限内に納めなかった場合、全資産を没収した形を取り、実質的には藩の許可を与え、これた場合、全資産を没収した形を取り、実質的には藩の許可を与え、これた場合、全資産を没収した形を取り、実質的には藩の許可を与え、これた場合、全資産を没収した形を取り、実質的には藩の許可を与え、これた場合、全資産を没収した形を取り、実質的には藩の許可を与え、これには、本への借銀返済が期限通りできなかった場合、藩も厳しく対処したと確かにかなり深刻であった。しかしそれほど深刻な経済状態でなくてと確かにかなり農業経営、地主経営、たたら操業を行わせ、借銀などを返済までどおり農業経営、地主経営、たたら操業を行わせ、借銀などを返済までどおり農業経営、地主経営、たたら操業を行わせ、借銀などを返済を対した。

ため、 る。 我々はいささか深刻な経済状態を連想してしまったような気が

#### 六 幕末・ 維新期の田部家とたたら経営

し量るものとして、 弘化三年 (一八四六)の田部家のたたら経営における苦境の要因を推 前述の堀江咲月の研究成果がある。(32)

藩の勝手方がこれを管理することになった。(33) 田部家も弘化四年(一八四七)、藩によって家督を差し押さえられ

を計上している。 るが、第二表はそれを菅谷鑪についてみたものである。菅谷鑪は経営が の田部家の各鑪における生産量、 家のたたら経営はしだいに安定し、大きな利益を上げるようになる。 もっとも安定しており、他の鑪には損失を出しているときでも常に利益 需要が急拡大したと思われ、安政三年以降鉄価格は徐々に上昇し、田 ところが、幕末の緊迫した世情の中で、 「文政九年以降鑪方勘定出目銀座写」は、文政九年(一八二六)以降 第二表をみると、 売上高、 安政期から売上高も急上昇しており、 軍需品などの原料として鉄の 利益などを計上したものであ

とを示している。 全般的物価上昇の中で、 合計をみたものである。文久三年(一八六三)から利益が急増している。 第三表は安政六年(一八五九)から慶応三年までの田部家全鑪の損益 鉄価の上昇が米価の上昇をうわまわっているこ

文久二~三年に急騰している。

によると、安政三年から鉄価格は徐々に上昇していった。万延元年(一(2)

利益ともに減少している。「大坂物価沿革表

八六〇)の貨幣改鋳以降には全般的に物価は高騰していき、

特に鉄価は

第2表

明治三年以降また売上高、

米の値段が暴騰し、鉄価の上昇を上回ったため、鉄生産のコストを上昇

鉄山労働者の飯米としてたたら経営者に必須の

しかし慶応二年以降、

田部家菅谷鑪経営における銑・鋼等の年平均売上高と利益

単位・組 書口

		単位・銀 貝日
時 期 別	売 上 高	利 益
文政・天保期の年平均	101.4	24.6
弘化・嘉永期の年平均	125.8	63.2
安政期の年平均	170.2	67.2
万延・文久・元治期の年平均	265.2	129.4
慶応元・明治2の年平均	469.2	207.5
明治 3	91.9	36.3
明治 4	160.7	77.9

(注) 数字の不明な年もあり、文政・天保期から万延・文久・元治期はそれぞれ5年間の平均。 慶応元・明治2は4年間の平均

出典:相良英輔編著『松江藩鉄師頭取 田部家の研究』28頁参照

#### 第3表 田部家全鑪の損益銀

単位:銀 貫目

		一世 英 英 日
年 次	損益	か所別鑪の損益
安政 6	133.1	鑪6か所すべてで利益あり。
万延元	175.3	鑪5か所のうち、八代谷鑪のみは損銀をだす。
文久 2	165.9	鑪6か所のうち、八重瀧鑪のみ損銀をだす。
文久 3	423.6	鑪6か所すべてで利益をだす。
元治元	1056.2	鑪6か所すべてで利益をだす。
慶応元	1398.7	鑪7か所のうち、新しい奥原鑪のみ損銀だす。
慶応3	-128.8	鑪7か所のうち、利益をだすのは菅谷鑪と中谷鑪のみ。

出典:「文政9年以降鑪方勘定出目銀座写」(整理番号「右上2前4-22」)。

的・経済的混乱状況の中でも、田部家はよく耐え抜き、たたら製鉄業を的・経済的混乱状況の中でも、田部家はよく耐え抜き、たたら製鉄業をさせ、たたら経営を危うくさせていった。しかしながら、国家の政治

のである。 である。 である。 である。 のである。

82

#### 注

- 根県古代文化センター近世・近代を中心に一』島根県古代文化センター、二〇一一年刊、所収)所収島(1)「近世前期の田部家とたたら経営」(『山陰におけるたたら製鉄史の比較研究―
- (2)「鉄山旧記写」(『鉄師絲原家の研究と文書目録』二〇〇五年三月、一一八頁所(2)「鉄山旧記写」(『鉄師絲原家の研究と文書目録』二〇〇五年三月、一一八頁所
- 究』第二六七号、二〇一〇年三月、一三頁) (3) 山崎一郎「十七~十八世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」(『史学研
- 横田町―現、奥出雲町教育委員会―、二〇〇五・三、一〇七~一一七頁)所収。(4)「享保年間三郡御買鉄ニ関スル一件」(『鉄師絲原家の研究と文書目録』(島根県
- 二三頁に詳しく言及している。また、山崎一郎前掲論文にも詳しい。山政策と製鉄技術」(たたら研究会編『日本製鉄史論集』昭和五十八年十二月)四山政策と製鉄技術」(たたら研究会編『日本製鉄史論集』昭和五十八年十二月)四(5)この「享保年間三郡御買鉄ニ関スル一件」に関しては、土井作治「松江藩の鉄
- (6)山崎一郎前掲論文。一三頁
- (7) 天明五年「鉄方御用留」(田部家文書)
- (8) 同右。
- (9) 同右。

(10) 同右。

- (11)『戸河内町史』 通史編(上) 二八三~二八四頁。
- 銀山と地域社会』清文堂、二○○八年三月)所収、二三頁)(⑵)相良英輔「近世後期松江藩におけるたたらの生産と流通」(『たたら製鉄・石見
- ○○五・三、一一九~一二○頁)
- (田部家文書・整理番号 右上前3の1の8)(1)寛政十年三月「鉄師共大坂借用銀鉄方御役所御振替被下置歳賦御上納算用帳」

鳥谷智文「奥出雲絲原家の歴史的変遷について」(『鉄師絲原家の研究と文書目録』

- 銀山と地域社会』清文堂、二〇〇八・三、二三頁、所収)(『たたら製鉄・石見(15)相良英輔「近世後期松江藩におけるたたらの生産と流通」(『たたら製鉄・石見態で、寛政十一年(一七九九)に「御仕入」となり、田儀櫻井家も「高借」で鉄熊で、寛政十一年(一七九九)に「御仕入」となり、田儀櫻井家も「高借」で鉄
- (17)田部家文書・文久二~慶応元年『御用留』(整理番号・右上一前)。
- 鉄師頭取田部家の研究』、島根大学、二〇〇九年三月、所収)。(18)相良英輔「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(相良英輔編著『著『松江藩
- て―」(『史学研究』第二七〇号所収)。(印)堀江咲月「近世後期の鉄価と社会状況―広島藩佐々木家の経営分析を中心にし

難に陥る。

乾にいるからであるが、米価の高騰が鉄価の上昇をはるかに上回った時に経営困せているからである。たたら経営において、山内労働者を養う米はたたら経営者がである。幕末には物価の高騰・鉄価の高騰がたたら経営における利潤を増加さめである。幕末には物価の高騰・鉄価の高騰がたたら経営が困難に陥る、というのは短絡

(20) 鳥谷智文「近世後期における出雲国能義郡鉄師家嶋家の経営進出―出雲国飯石(20) 鳥谷智文「近世後期における出雲国能義郡鉄師家嶋家の経営進出―出雲国飯石

- ついて「藩に「御主法」を願い出ている」と表現した。田部家の研究』島根大学発行、二〇〇九年三月、所収)で、弘化四年の田部家に筆者も、「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(相良英輔編著『松江藩鉄師頭取
- おける外来と在来』所収) 創始以来営業状態概略」を手がかりとして―」(勝部真人編『近代東アジア社会に創始以来営業状態概略」を手がかりとして―」(勝部真人編『近代東アジア社会に(紅)中山富広「在来産業たたら製鉄の衰退とその歴史的意義―出雲・田部家「鉄業
- (『史学研究』第二七〇号)(22)堀江咲月「近世後期の鉄価と社会状況―広島藩佐々木家の経営分析を中心に―」
- (3)宮本又次編『近世大坂の物価と利子』(創元社、一九六三年)頭取田部家の研究』所収、平成二十一年三月、島根大学発行)「現立神「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(相良英輔編著『松江藩鉄師(3)相良英輔
- (25)前述「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」に詳しく記述している。

前述の堀江咲月論文は図Iに鉄価をグラフにしている。

### (元治二年五月 吉田町大火事口上書) 史料 田部家文書 文久2~慶応元年『御用留』(右上1前)

#### 元治二丑五月

御制札場類焼仕候ニ付、吟味口上書方より出火仕、町中過半焼失、竈数并飯石郡吉田町田部長右衛門殿手代礼蔵

#### 火元口上之覚

八ツ時分側ニ積有之木けらニ火移り差置候処、火之気残り居候与相見、同七日暁七ツ時囲爐之灰を取、俵ニ入門脇ニ裏門長屋ニ住居罷在候処去ル六日夕裏門長屋ニ住居罷在候処去ル六日夕

両側へ燃広リ、近頃照続乾居候折柄火移り土蔵共無間も類焼、夫より町内折節西南大風吹立主家居宅江

色、防方被成遣候得共水之手悪敷

あるるるななるところなれては

第一日初会界不上道

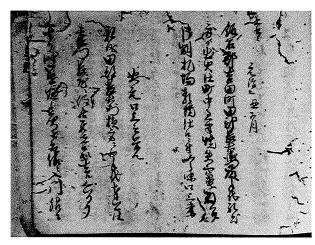
るとというとというとしない

西北市成五人名

去の力を引をとはまるいちの

残念至極ニ奉存候、右ニ付兼而意趣防方不能手段ニ余程之軒数焼失仕

何そ不審成儀も有之候ハ、有形申出遺恨之者も有之、付火之仕業ニ而ハ無之哉



(元治二年五月 吉田町大火事口上書)

此段宜敷御断被仰上可被下候以上 如何御断申上様も無御座、重々奉恐入候 不調法之儀仕、剩町中過半類焼仕 兼而念入候樣厳敷被仰渡置候處 全自火手過ニ相違無御座候、火元之儀ハ 何之疑敷事毛頭無御座、前ニ申上候通 候様被入御念御吟味被仰付候得共

火元 礼蔵

丑

五月十日

年寄 目代 六右衛門殿 傳七殿

手悪敷殊ニ西南大風吹立無間も 礼蔵与申者方より出火ニ付隣家ハ不及申ニ 去ル七日暁八ツ時頃田部長右衛門様方 構之内裏門長屋ニ住居罷在候手代 村町人別私共直ニ駈付相働候得共水之 御注進申上御事

町並へ火移り夫より両側へ燃広り、大火ニ 火元并町中人別共各様へ悉御吟味被仰付 類焼仕、扨々苦々敷次第ニ奉存候、何そ 候得共、礼蔵申出候通全自火手過ニ 候得共、不能手段、同日四ツ時分迄ニ莫大 相成防方仕候内、各様方御入込御心配被下 人別思惑筋等無御座旨申出候、則 何そ疑敷儀無御座候、勿論類焼

> 類焼、 於私共も奉恐入候、且人別持高家内 厳敷申付置候処、不調法之儀仕数多 口上書取揃差上申候、火之元之儀ハ兼而念入候様 人数并焼失物左之通ニ御座候 殊ニ御制札場迄も焼失仕候段

家内 弐人

吉田町

田部長右衛門様裏門長屋

礎裏門長屋壱軒

遣ひ道具不残

持高 九百七拾石

田部長右衛門様

家内四人

米穀衣類入土蔵壱軒 礎居家壱軒

酒造蔵壱軒 但釜屋共

同壱軒

土蔵座敷兼壱軒

作事小屋壱軒

厩雪隠雑具入壱軒

雪隠拾五ケ所

水車壱軒

夜具衣類過半

遣ひ道具過半

86

_										<del></del>							_					
家内五人	遣ひ道具過半雪隠壱軒	居家壱軒	家内三人	<i>V</i> *	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	土蔵壱軒	居家壱軒		家内弐人		d'	遣ひ道具不残	雪隠壱軒	居家壱軒	家内弐人	持高四斗	or or	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	土蔵壱軒	居家壱軒
謙竹借家		Ţ	田部長右衛門様借家						古兵衛事 喜兵衛	善平借家							源蔵					
小屋雪隠壱軒	一 家内三人	遣道具過半小屋雪隠兼壱軒	居家壱軒	一 家内三人	¢	遣ひ道具過半	雪隠壱軒	居家壱軒		一 家内弐人	d	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	土蔵壱軒	居家壱軒	家内八人	一一持高拾四石四斗	¢	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	居家壱軒	
		業壱軒	71			(過半	#1	#1				7過半	<b>                                       </b>	#1	#1	, ,	岩四斗		(過)半		71	
	助蔵			廣八					仁兵衛	右衛門様借家							常松謙竹					忠四郎

88

十四四	同八人		
	家内六人		
幸三	一 持高五斗		遣ひ道具過半
	Ø.		小屋雪隠壱軒
	遣ひ道具過半		土蔵壱軒
	小屋雪隠兼壱軒		居家壱軒
	居家壱軒	泛市	
栄八	一 家内弐人	六右衛門借家	家内八人
	ď		<i>V</i>
	遣ひ道具少々		遣ひ道具過半
	雪隠壱軒		小屋雪隠壱軒
	居家壱軒		居家壱軒
定七		佐助	家内六人
六右衛門借家	一家内弐人		
	Ø.		遣ひ道具過半
	遣ひ道具過半		小屋雪隠兼壱軒
	小屋雪隠兼壱軒		居家壱軒
	居家壱軒	同居 いと	同 壱人
伴蔵		茂兵衛	家内四人
西福寺借家	一 家内三人		<i>V</i>
	d		遣道具過半
	遣ひ道具過半		小屋雪隠壱軒
	小屋雪隠兼壱軒		居家壱軒
	居家壱軒	房蔵	家内五人
助ブ			
カン田部長右衛門様借家	一 家内七人		遣ひ道具過半

											_										_				
<b>V</b>	遣ひ道具過半	小屋雪隠兼壱軒	居家壱軒	家内弐人		持高五石弐斗	or or	遣ひ道具過半	小屋雪隠兼壱軒	居家壱軒	家内弐人	Q*	遣ひ道具過半	雪隠壱軒	居家壱軒	家内弐人	~	遣ひ道具過半	雪隠壱軒	居家壱軒	家内三人	~	遣ひ道具過半	小屋雪隠汽輌	居家壱軒
					腐沙	西福寺借屋					藤蔵					傳市					市兵衛				
遣ひ道具不残	小屋雪隠壱軒	居家壱軒	家内弐人	一 持高九升	8	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	居家壱軒	一 家内五人	<i>d</i>	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	居家壱軒	一 家内三人	8	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	居家一軒	家内弐人	一 持高五斗	4	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	居家壱軒	一 家内壱人

伊七

瀧蔵

弁蔵

嘉次郎

<del></del>		<del></del>	<u>→</u>	_
遣ひ道具過半 小屋雪隠兼壱軒	<ul><li>✓ 遺の道具過半</li><li>□ 弐人</li></ul>	家内弐人	小屋雪隠兼壱軒	土蔵 表
<b>社会</b> (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	同居門五郎	岩	慎平	米太
遣ひ道具過半上蔵壱軒上蔵壱軒	一持高八石六斗が屋雪隠壱軒	一家内弐人を写隠兼壱軒	居家壱軒 おっぱい おおり おおり おうしょう かん とう おうしょう かん おいま	家内六人 (内脱か) (内脱か)
但半焼失	与一右衛門	傳十	還 十	市勘勢平

				_																					
r	居家壱軒	同一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		家内三人	✓	遣ひ道具過半	小屋雪隠兼壱軒	土蔵壱軒	居家壱軒	家内三人	持高六斗	~	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	土蔵壱軒	居家壱軒	家内八人	持高壱斗弐升	ď	遣ひ道具過半	小屋雪隠壱軒	居家壱軒		家内弐人	Qr.
梁行三間半	旦 桁行七間					Ŧ	它軒						丰	軒				廾		*	軒				
		同																							
	右居	同居 とね	藤蔵	役所守				但半焼失			治 平							豊助					政市	傳七借家	
											_											_			
	家内壱人		遣ひ道具不残	雪隠壱軒	小屋壱軒	M	土蔵壱軒	/1	居家壱軒	家内弐人	持高拾七石		遣ひ道具不残	小屋雪隠兼壱軒	n	土蔵壱軒		土蔵壱軒	71	居家壱軒	家内六人	持高拾五石四斗	(これ以降「〆」	遣ひ道具過半	納屋雪隠兼壱軒
			线			梁行三間	1 桁行五間	梁行七間	- 桁行七間				线	它軒	梁行九間	2 桁行弐間半	梁行三間	_ 桁行弐間半	梁行五間	2桁行六間		当	「✓」が記され	<del>+</del>	它軒
·	田部長																						が記されなくなる)		
花之助	白菊門兼昔家			"	"		"		右居		真四郎			同		同		同		右居		嘉市			"

				_			<del></del>		
土蔵を表表を表表を表表して、		遣ひ道具少々	居家壱軒	家内弐人	遣ひ道具少々小屋雪隠兼壱軒	居家壱軒	家内六人	遣ひ道具過半小屋雪隠壱軒	居家壱軒
但 程 深行式間 深行式間半		· / 々	但 解行五間 相 程 和行三間半		を軒	但 梁行五間 問		(半 軒	但 梁行四間 間
右 <i>〃</i> 居	傳七 慶七 七	"	右居	万平借家		右居	常明常平借家	"	同居 宇八
	_				<u> </u>				
小屋雪隠兼壱軒と「一般行三間」という。 一般行三間を対している という おいい アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	持高弐石四斗	造り 小屋雪隠兼壱軒 深行弐間	土蔵壱軒 世 桁行弐間半 梁行六間	居家壱軒 机桁行三間家内六人	造の道具過半	小屋雪隠兼壱軒 梁行三間	土蔵壱軒  ・桁行弐間半	家内四人	遺の道具過半
右 〃 居	源助	<i>"</i>	"	右	₹ h	<i>''</i>	右 <i>"</i> 居	萬右衛門借家	"

一 人数弐人 内	居家壱軒 但 桁行六間 高弐拾石	遺ひ道具少々小屋雪隠兼壱軒(担)を雪隠兼壱軒(担)を写隠兼壱軒(担)を行五間半のでは、「はいった」といる。	一 持高五拾石 小屋雪隠	一 持高四十六石 一 持高四十六石 一 持高四十六石 一 一 桁行五間 一 桁行五間 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
西真福寺	- 右 萬 居	右居	六 右 衛 門 居	# 但 半 焼 失 # 大
寺 壱ヶ寺 土蔵 弐拾三軒 土蔵 弐拾三軒	一 十王堂壱軒 但丸焼 但近火の用心上屋根剥置損来申上候 一 鋼蔵壱軒	預り置申上候 但御制札者不残外シ目代手前ニー 御制札場壱軒	一 宗仰堂壱軒 但弐間四方禅宗長寿寺壱円 イ	本

薬師堂

壱軒

十王堂

御制札場

此人高 弐百四拾九人

無御座候、此段宜敷被仰上可被下候以上 右之通相違無御座、此外人馬過等

年寄 傳七

五月十一日

目代 六右衛門

佐藤白蔵殿

与頭萬四郎殿 下郡傳九郎殿

与頭栄三郎殿

候通何之疑敷儀茂不相見、仍火元口上書 扨々不便至極ニ奉存候、依之火元礼蔵并隣家 同日四ツ時頃迄ニ焼鎮り、余程之軒数焼失仕 候得共、西南風強ク大火燃廣り防方不相叶 燃上り候ニ付、私共早速罷出防方色々手を尽し 勿論町中人別悉吟味仕候処、前件申出 右手代禮蔵方より去ル七日暁八ツ時頃より出火

申上候以上 五月十三日

扨又火元禮蔵儀者急度申付置御訴

町中人別口上書者郡役人手前尓取置申上候 町役人注進書共取揃差上申候、且隣家并

与頭栄三郎

下郡傳九郎 与頭萬四郎

佐藤白蔵

95

村田畿右衛門様